

平成25年度第2回 新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討
委員会

日時 2013年5月10日（金）

午前9時30分

場所 災害対策本部室

日 程

1 開会

2 議題

- (1) 専門部会委員の変更について（資料1）
- (2) 第1回検討委員会並びに第1回及び第2回専門部会の議事概要について（資料2-1～資料2-3）
- (3) 新たな指針に係る議会の関与について（資料3）
- (4) 検討委員会・専門部会合同検討会議の開催について（資料4）
- (5) 合同検討会議資料について（別添次第）

3 閉会

（事務局 企画政策課 内線2171）

平成 25 年度第 1 回新たな市政運営の総合的な指針庁内策定検討委員会議
事概要

- 1 日時 2013 年 4 月 25 日（木）午前 10 時 10 分から午後 0 時まで
- 2 場所 防災センター 4 階災害対策本部室
- 3 配布資料
 - (1) 策定検討委員会及び専門部会の設置について（資料 1）
 - (2) 策定検討委員会及び専門部会の委員について（資料 2）
 - (3) 今後のスケジュールについて（資料 3）
 - (4) 藤沢の目指す将来像・長期展望に関する意見提案について（資料 4～6）

4 議事

- (1) 策定検討委員会及び専門部会の設置について
資料及び補足資料（総合計画に替わる新たな指針の策定について）に基づき事務局より説明した。
- (2) 策定検討委員会及び専門部会の委員について
資料に基づき事務局より説明した。
- (3) 今後のスケジュールについて
資料に基づき事務局より説明した。
- (4) 藤沢の目指す将来像・長期展望に関する意見提案について

ア 将来像と長期展望の定義について

長期展望については、客観的な分析上必要との意見が多数を占めたが、将来像については、イメージとして説明しやすく分かりやすいため必要との意見と曖昧性から現実的な分析を表現したものとならず不要であるという意見、また将来像に対して普遍性や市長公約をどの程度溶け込ませていくのか等について意見が分かれた。

（将来像についての主な意見）

- ・ 将来像と長期展望の区別と上位下位の間を明確にしなければ、議論が前に進まなくなると考える。
- ・ 将来像は目標のイメージであり、長期展望は客観的な状況分析である。
- ・ 長期展望は現状の課題からもある程度想定できるが、将来像の位置づけ

は難しい。

- ・ 市民の分かりやすさ、イメージの点から将来像は必要と考える。将来像を踏まえた地域まちづくり事業の検討という観点も地域から求められている。
- ・ 将来像は期間を区切ったものか普遍的なものかの整理が必要である。
- ・ 重点化計画として、事業を重点化するための根拠としての将来像が望ましい。
- ・ 将来像には思いや夢を掲げ、市民との共感を高めるものが望ましい。
- ・ 将来像は、今後の社会情勢を考慮した現実路線のものであるべきと考える。
- ・ 将来像自体の意義はあまりないと考える。長期展望において現実的な課題を整理し、その元に短期的な重点施策、事業が位置づけられるべきである。
- ・ 将来像が政策の優先順位付けに影響するとは思えない。
- ・ 基礎データを踏まえた議論が必要である。
- ・ 将来像は市民と策定するものか、あくまでも行政計画として定め、市民に共有してもらうのかを決める必要がある。それによって、検討のプロセスも異なる。

(長期展望についての主な意見)

- ・ 将来像の実現を目指しての過程にあるものが長期展望である。
- ・ 長期展望は、現実的な課題や留意点を捉えるものとする。
- ・ 長期展望は、数値を踏まえた分析に基づくべきである。
- ・ 長期展望を4年毎に見直すのであれば、長期展望とは言えないのではないかと。

イ その他事項

- ・ 指針の構成を先に決定すべきである。
- ・ 指針の中で、目標、ゴール、プロセス、取組の方向性等の全体の整理を行い、その上で将来像と長期展望にどのような意味を持たせるかの議論が必要である。
- ・ 将来像や長期展望の内容を前文という形で集約することも可能である。

- ・ 識者からの講演や示唆の機会が必要である。

5 次回検討事項

- (1) 指針全体の構成の整理を行う。
- (2) 将来像，長期展望の定義，内容については専門部会での検討案を踏まえて議論を行う。その際に位置づけ，対象，内容の整理を行う。
- (3) 企画政策部で，①指針の対象と市民との関係，②総合計画との位置づけ，目的の差異，③市民合意の方法とその方法の目的，内容，④議事機関である議会とこの指針との関係を整理し，提示する。

平成 25 年度第 1 回新たな市政運営の総合的な指針庁内策定検討委員会専門部会議事概要

- 1 日時 2013 年 4 月 25 日（木）午後 2 時 25 分から 5 時 15 分まで
- 2 場所 保健所 3 階中会議室
- 3 配布資料
 - (1) 策定検討委員会及び専門部会の設置について（資料 1）
 - (2) 策定検討委員会及び専門部会の委員について（資料 2）
 - (3) 今後のスケジュールについて（資料 3）
 - (4) 藤沢の目指す将来像・長期展望に関する意見提案について（資料 4～6）
 - (5) 総合計画に替わる新たな指針の策定について（藤沢市郷土づくり推進会議資料）（補足資料）
 - (6) 藤沢市歌，藤沢市市民憲章（補足資料）
- 4 議事
 - (1) 策定検討委員会及び専門部会の設置について
資料及び補足資料（総合計画に替わる新たな指針の策定について）に基づき事務局より説明した。
 - (2) 策定検討委員会及び専門部会の委員について
資料に基づき事務局より説明した。
 - (3) 今後のスケジュールについて
資料に基づき事務局より説明した。
 - (4) 藤沢の目指す将来像・長期展望に関する意見提案について
市長との懇談と部会委員との意見交換を踏まえ，市民への周知や今後の市政運営の方向性を端的に示すことに効果があること，市長公約に「長期的な視点をもった藤沢の未来像を示します。」と位置づけられていることから，将来像は分かりやすく，共感されるイメージを持つものを位置づける方向で検討を進めることとした。長期展望については，将来の見通しとして，現時点で想定できる課題となる項目を抽出することとし，政策の実現効果までは考慮しないこととした。

ア 市長との懇談

<将来像について>

- ・ 将来像については、10年先、20年先、30年先と見る時点によって描くことができる内容が異なってくる。
- ・ 将来像のキャッチフレーズについては、なるべく多くの意見をもとに定める。
- ・ 将来像は、現在の市政だけでなく、将来の藤沢のためにワンセンテンスで言いやすい、覚えやすいものが望ましい。
- ・ 厳しい時代にあっても、前向きになれる将来像が望ましい。
- ・ 市民の心的なものも描きつつ、目に浮かぶ情景がイメージできるものが望ましい。
- ・ 将来像は、実態に即した視点も必要であるが、同時に市歌、市民憲章から想定される普遍的な姿というものも表現したい。
- ・ 将来像は、シティプロモーションと関連することが望ましい。
- ・ 市の内外で共有できる言葉やイメージがあり、それがさらにタイアップできるものがあると広がっていくように思う。
- ・ 人口減少社会にあって、若年層が転入し、その次代までが定住できるような相乗効果を描くことが必要である。

<長期展望について>

- ・ 長期的な見通し（長期展望）については、数値を背景にしつつ、そのトレンドを読み、整理することが必要である。データブック、市勢白書などの市政への意見が出しやすい環境の整理にもなると考えられる。
- ・ 都市基盤整備については、長期的な構想に基づくものであるため、課題を整理し、課題解決や将来像の実現に繋がる道筋をつけておくことが必要である。

イ 部会委員の意見交換

- ・ 将来像というゴールを設定し、それまでの過程での課題を長期展望として位置づけるのか、長期的な見通しである長期展望を前提に、課題解決やより良い藤沢の姿としての将来像を描くのかの検討プロセスの整理が必要である。

- ・ 将来像を構築し、長期展望となる課題要因を示すという流れ（As Is－To Be モデル、バックキャスト手法）であっても、課題としての長期展望から課題の裏返しとしての将来像を構築する流れ（課題解決モデル、フォワードキャスト手法）であっても、将来像や長期展望の要素がある程度想定されていることからすれば、さほど内容に変化が出ないと思われる。
- ・ 市長公約や「郷土愛あふれる藤沢」をそのまま活かすことも検討すべきである。
- ・ 「郷土愛あふれる藤沢」がゴールなのか、「郷土愛あふれる藤沢」が形成されたときに、市民の生活が豊かになることや市民の暮らしやすさが向上していて別な姿があるのかについては整理したい。
- ・ 各部会委員から、人口推計、財政見通し、産業構造の推移、児童生徒数、待機児童数等、長期展望を位置づけるに当たって必要な情報を持ち寄る。
- ・ 長期展望は、現時点で将来を見ての課題、見通しを示すのか、例えば人口であれば、施策展開をすることにより、将来42万人を2050年まで維持するような施策結果を踏まえた積極的な展望を示すのかを整理する。
- ・ 長期展望と政策、施策は論理的な整合性が必要であるが、将来像は指針の計画期間でどこまで達成できるかということを考慮すれば、高い整合性を考慮しなくても良いのではないかと考える。

5 次回検討事項

- (1) 長期展望に位置づけるべき課題（要因）を整理する。
- (2) 藤沢のあるべき姿を数パターン抽出する。市民の内面、心情を表すものと自然、景観、都市形成を表現するものの双方を検討する。
- (3) 長期展望とあるべき姿との整合性、ギャップの有無を確認し、有意であるかを検討する。

平成 25 年度第 2 回新たな市政運営の総合的な指針庁内策定検討委員会専門部会議事概要

1 日時 2013 年 5 月 2 日（木）午後 2 時から 5 時 15 分まで

2 場所 職員会館 3 階ミーティングルーム

3 配布資料

(1) 専門部会委員の変更について（資料 1）

(2) 第 1 回専門部会の開催結果について（資料 2）

(3) 指針の全体構成について（資料 3-1, 3-2, 3-3）

(4) 長期展望について（資料 4）

(5) 目指す将来像について（資料 5-1, 5-2）

(6) 藤沢市の目指す将来像「行動力ある藤沢」（参考資料 1：委員提案）

(7) ふじさわ未来課題マトリックス（参考資料 2）

4 議事

(1) 専門部会委員の変更について

資料に基づき事務局より説明した。

(2) 第 1 回専門部会の開催結果について

資料に基づき事務局より報告し、確認した。

(3) 指針の全体構成について

資料に基づき事務局のたたき台として提案、説明した。

意見等

- ・ 一般的な計画の構成であり、総合計画との差異が不明確である。
- ・ 「指針」として考えたときに重要・主要事業までを計画に入れることは適切ではない。
- ・ 重要・主要事業は入れた方が計画として体系化され、分かりやすい。
- ・ 重要・主要事業は別立てにした方が良い。
- ・ 市政運営の考え方の位置づけは不要である。
- ・ 財政計画と同様に、公共施設の再整備計画も入れるべきである。

まとめ

- ・ 指針の構成については、①事業まで含めた計画、②事業を含まない方向性

としての指針の2案を検討する。

- ・ 財政計画、個別計画との関係、進捗管理の方法等については位置づけていく。公共施設の再整備計画については、再整備方針決定が間に合わないため、課題認識のみとし、別に方針を定めることとする。

(4) 長期展望について

資料に基づき事務局のたたき台として提案，説明した。

意見等

- ・ 示すことには異論はない。
- ・ 客観的な見通し・課題・課題解決の方法の3段階で整理すべきである。
- ・ 今後の見通しとして示される4つの点への疑問は出ていないが、マイナス面しかかかれていない。プラス要素，強みについても言及すべきである。
- ・ 最近の新聞に掲載された人口予測では県内で3割の人口減の地域があるなかで、将来4.4%の人口減にとどまっている。勝ち組といえるのではないか。
- ・ 将来像との関係では、藤沢市の特性，歴史，強み，これまでの取組みを踏まえたものがあるとしても良いのではないか。（逆に絞った方がよい）
- ・ 市内産業，経済，市税歳入などの側面での予測ができるとなお現実味をもったものとなるを考える。
- ・ 将来像や重点目標と課題との関係が明確でない。
- ・ 課題の裏返しは取組みであることからすれば，長期展望は重点目標と関係すべきであり，将来像との関係は明確にする必要はない。

まとめ

- ・ 長期展望は位置づけることとするが，定量的客観的な見通しはマイナス要素が多いため，経験や実績の蓄積という観点からプラス要素も位置づけていく。
- ・ 追加すべき要因についても継続して検討する。

(5) 将来像について

資料に基づき事務局のたたき台として提案，説明した。

意見等

- ・ 長期展望も同様であるが，重点化計画であれば課題に特化することも可能

である。

- ・ 鈴木市政 1 期目の評価や総合的な政策の推進の観点からすれば、将来像、政策レベルまでは重点化せずに、事業で重み付け、重要性を浮かび上がらせるほうがリスクは少ない。
- ・ 藤沢市の持つ多様性を考えると、ひとつのフレーズに集約することは難しい。

(6) 重点目標と分野別方針について

資料に基づき事務局のたたき台として提案，説明した。

意見等

- ・ 都市像を網羅的なものにした場合、あえて設定する必要がないのではないか。
- ・ 素案では、(各部の事業がぶら下がることができるように) 分野としての絞り込みは行われていないが、長期展望との関係性を考えると、その課題解決に重点化した目標とすべきである。又は分野別方針の書き方で焦点を限定化して、重点化に誘導すべきである。
- ・ 分野別にした場合、公共施設の老朽化問題など分野横断的な取組が見えてこない。
- ・ 分野別とするとしても、20年後の将来像と20年間の課題解決に向けた取組のなかの3年間で達成する目標だけを掲げてはどうか。
- ・ 重要主要事業を計画中に掲げた場合、「なぜその事業が入って、この事業は入らないのか？」という市民（や団体）から意見は十分に想定できる。重要主要事業を絞り込む基準として、目標・方針は焦点化すべきである。
- ・ 20年後の課題は、専門部会員にとって、自分自身で解決し、背負うべき課題となる。今余力のあるうちに取り組むべきこと、将来負担を覚悟しても取り組むのかどうか、など重点化にあたってはこの3年間だけではない視点が必要である。定住促進、子育て支援等の方向性を打ち出しても良い。
- ・ この指針（計画）の進捗管理、評価は事務事業レベルか、政策・施策レベルの評価なのかによっても、目標設定の仕方が変わってくる。めざす都市像20年後の姿に向かった3年分の目標を立て、そこに向かう進捗管理とするかどうかといった方向からも考えるべきである。

- ・ 事業は既存事業から選ぶのか，新規事業だけで構成するのかによっても異なると思われる。
- ・ 重点化されなかった事業も指針に沿って進めるのであれば，位置づけが難しくなる。
- ・ 指針には中核市，広域連携，二市一町といったことについて盛り込んだ方がいいのかと思われる。

まとめ

- ・ 策定スケジュール上，事業選定が後となり，それ以降の毎年の見直しを踏まえた中で重点目標，分野別方針を限定できるのかについて再考する。
- ・ 長期的課題の位置づけのなかで解消できる要件について整理する。
- ・ 進捗管理について，事業評価と政策評価のスキームを次回以降明確化する。
- ・ 長期的な視点を踏まえた目標設定のあり方について次回以降検討する。ただし目標設定と事業選択とは切り分けて検討する。

5 委員提出依頼事項

(1) 将来像について

将来像について検討し，キャッチコピーとその理由について事務局に提出する。

(2) 指針の名称について

指針の名称（指針，計画の位置づけを踏まえた正式名称と通称）について検討し，事務局に提出する。

新たな指針に係る議会の関与について

1 総合計画策定における議会の関与

総合計画の策定においては、将来像や基本政策の方向性の検討に当たり、次のとおり議会からの意見聴取等が行われていました。

(1) 総合計画審議会への委員選出

総合計画審議会には、主要会派より5名程度の委員が選出され、策定過程において意見が聴取されていました。

(2) 議員全員協議会での報告

総合計画の策定過程は議員全員協議会において報告され、意見が聴取されていました。

(3) 基本構想の議決

地方自治法の規定に基づき基本構想について議決されていました。現在は、地方自治法の改正により基本構想の制定と議会の議決の義務付けが廃止されています。

2 新たな指針における議会の関与

新たな指針については行政の重点化計画として位置づける予定であり、総合計画の課題であった総花的な計画事業の位置づけを重点的に取り組む事業の選択に転換することとしています。そのため、事業の網羅性は相対的に低くなりますが、議事機関として住民から直接選挙された議員で構成される議会からの意見を反映し、意思を付加することは、市の将来像や重要政策を位置づける上で必要なものと考えます。議会の関与の方法については、次のとおり検討しています。

(1) 議員全員協議会等での報告

指針の策定過程について、議員全員協議会等の開催を依頼し、検討状況をその節目ごとに報告し、意見を聴取します。

(2) 都市宣言等による議事機関としての意思の反映

ア 都市宣言等の議決

都市宣言、まちづくり憲章、市政参画条例等のなかに、将来像等の要素を盛り込み上程します。その場合、見直し条項又は改定の余地について考慮す

る必要があります。

イ 指針の議決

新たな指針の長期展望，将来像，重点政策等について議会に上程します。

新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討委員会・同専門部会合同検討会議開催要領

1 目的

新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討委員会委員と同専門部会委員が協力して検討，意見交換を進めることにより，検討経過の共有，新たな視点を踏まえた内容の向上等を図ることを目的とする。

2 開催内容

- (1) 日時 2013年5月11日（土）午後1時30分から6時00分まで
 (2) 場所 第3庁舎2階第3会議室
 (3) 日程

時刻	内容
1 : 3 0	開会
1 : 4 0	専門部会報告（一次素案についての説明）
2 : 0 0	一次素案に関する質疑
2 : 3 0	意見交換（検討委員会，専門部会の混成グループによる） 1 構成について 2 長期展望について 3 将来像について 4 指針の名称について
5 : 0 0	結果発表 講評
6 : 0 0	閉会 （懇親会場へ移動）

3 出席者

庁内策定検討委員会委員及び同専門部会委員